

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸ウォーターフロント開発機構）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
○ 意見 (1) 内部統制システムの整備及び運用について 会社では、規則等やルールの不備、契約書や社内規定などに基づく適正な手続きが行われていないなど、内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する以下のような事例があった。 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構は、会社法等における内部統制システムの整備が義務付けられてはいないが、取り入れることによりガバナンスやコンプライアンスを強化することが期待できる。この趣旨を踏まえ、ルールの整備や再発防止策を構築するなど、内部統制の確立及び運用等に取り組まれない。 ア 事務処理におけるチェック体制の構築について 神戸市所管局は、会社と「神戸ウォーターフロント再開発事業及び魅力発信事業に関する負担金協定書」を締結し、会社が行うこれらの事業に要する費用の全額を負担している。 しかし、協定書の経費基準等が明確でなく、対象事業に含まれないと思われる経費が計上されていた。 会社と神戸市所管局は、事務処理を適切に行えるよう十分な調整を図られたい。 会社は、経費が適切に計上されているか、社内でチェックできる体制の構築に努められたい。 神戸市所管局は、必要に応じてヒアリングや証拠書類等の提出を求めるなど、事業報告の確実な審査を行われたい。	この度の監査での意見を踏まえ、事務処理のチェック体制や、会計事務フロー、郵便切手類の管理ルールについて見直しを行ったところであるが、今回の監査結果に限らず、組織としてのガバナンスやコンプライアンスを強化していくため、引き続き内部統制に努めてまいりたい。 会社ではこれまで、経費が適切に計上されているか、月ごとに総勘定元帳によるチェックの上、出納状況の確認を行っていたが、それを証する記録（決裁）までは取っていなかった。この度のご意見を踏まえ、令和7年4月より、決裁の上、記録を取ることを令和7年1月6日に決定した。 神戸市所管局として、負担金の使用用途については、事業報告書及び負担金内訳書の提出に合わせて、内容についてヒアリングと伝票等の確認を行っていたが、加えて令和7年度からは四半期毎に負担金の執行状況について書面での提出を求め、確認する。	措置済
イ 会計伝票への決裁について 物品の発注、契約の締結にあたり意思決定の決裁を得ていたが、支出、収入の事務において、会計伝票への決裁の記録がなかった。また、課長が月ごとに出納状況の確認を行っているとのことだが、確認を証する記録がなかった。 リスクマネジメントの観点から、会計処理マ	支出、収入の事務において、履行確認後、支出及び収入を決定する際に、会計伝票への決裁を行うこと、また、月ごとの出納状況の確認を証する記録（決裁）を行うよう、事務フローの見直しを行い、令和7年1月6日に社内通知を発出し、移行期間を経て、	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸ウォーターフロント開発機構）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
ニュアルを作成するなどにより、客観的かつ事後的に過程を確認でき、適切な会計処理を行えるよう検討されたい。	令和7年4月1日より新たな事務フローでの処理を開始する旨、周知徹底を行った。	
ウ 郵便切手類の管理について 会社には、郵便切手類の管理に関する規程等はなく、使用者及び確認者の記載がないもの、出入の経過を記録せず管理簿を上書きで修正しているもの、有効期限を経過した施設入館チケットを決裁せず廃棄しているものがあった。また、管理職による定期的な残高確認、検証が行われていなかった。 盗難や紛失、誤使用等の発生を防止し、万一発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう、速やかに管理ルールを整備し、社内で周知されたい。	郵便切手類の管理簿について、使用者及び確認者の記載がないものは新たに欄を作成し、令和7年1月6日より記載を開始した。 また、管理簿を上書き修正することがないように、記載方法について改めて説明するとともに、管理職による定期的な残高確認（毎月1回）及び廃棄時に決裁を得るといったルールを設定し、共有を行うため、令和7年1月6日に社内通知を発出し、周知徹底を行った。	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸フェリーセンター）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 (1) 内部統制システムの整備及び運用について 会社では、ルールの不備、契約書や社内規程などに基づく適正な処理が行われていないなど、内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する以下のような事例があった。 株式会社神戸フェリーセンターは、会社法等における内部統制システムの整備が義務付けられてはいないが、取り入れることによりガバナンスやコンプライアンスを強化することが期待できる。この趣旨を踏まえ、ルールの整備や再発防止策を構築するなど、内部統制の確立及び運用等に取り組まれない。 ア 委託契約の業務仕様書の作成について 神戸市との契約の仕様書をそのまま使って再委託していた。そのため再委託先の月次業務履行報告書の提出先が、会社であるべきところ神戸市となっていた。 会社は仕様書を適正に定めたうえで、再委託契約を締結されたい。 【事例】神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス周辺環境対策業務	監査において意見を頂いた項目については、以下のとおり改め、内部統制及びリスク管理の面で改善を図った。 今後も、内部統制及びリスク管理の観点から、事務の執行において改善を要する事項がないか適宜点検、見直しを行う。 神戸市の仕様書は、前年度提出先が記載されていなかったため、再委託に係る契約書の仕様書として流用していたが、令和5年度の神戸市の仕様書において提出先が追加されたことに気づかず流用していた。 当該仕様書により報告書の提出先を誤って提出又は報告書の宛名が誤っていたものは一つもなかったが、今後は仕様書の内容を確認し、契約内容が適切なものとなるようにする。	措置済
イ 土地の管理について 会社は神戸市から借り受けた土地を第三者に転貸しているが、その際に必要となる神戸市への承認申請を怠っている事例があり、転貸先との間で締結した契約書の一部の所在が不明であった。 また、土地を第三者に運営管理委託しているが、契約書上、転貸とみられかねない事例があった。 転貸等に係る神戸市所管局の承認を得るなど適正に管理するとともに、契約書は会社の規程に基づき適正に保存されたい。	土地賃貸借契約書に規定されている転貸時の承認申請については、土地借入申込の際、神戸市に対して土地利用に関する説明文書を提出していたため、手続きは完了したものと認識し、その後の手続きを行っていないものがあったため、改めて令和6年12月25日に転貸承認申請を行ったところである。今後、契約上の手続きに漏れないようにする。 また、転貸とみられかねない運営管理委託については、委託先企業の定型化された契約書を用いたことから生じたことなので、業務委託内容を正確	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸フェリーセンター）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	に契約書に反映するよう委託先企業と協議を始めている。 契約書の一部の所在が不明な件については、今後は、文書が所在不明にならないよう十分注意して文書管理を行うよう職員に周知した。	
ウ 郵便切手類の管理について 会社では、郵便切手類の管理について、社内ルールに基づき確認していたが、上司による定期的な残高確認などは行っていなかった。また、管理簿の使用枚数を修正テープで訂正しているものがあった。 事故を未然に防止するため、社内で管理ルールを整備し、定期的に点検及び検証を行われたい。また、管理簿の修正は、会社の規程に従い適正に行われたい。	郵便切手類の点検については、郵便切手管理者が払い出しを行う都度当該切手の残枚数を全数点検していたが、保有するすべての切手類に関する上司の定期的な点検は行っていなかった。 今後、少なくとも年度末には決算手続きと併せて上司による全数点検を行う。また、管理簿の修正は文書管理規程に基づいて行うよう職員に周知した。	措置済
エ インターネットバンキング利用におけるチェック体制の強化及びパスワード管理の適正化について 取引業者等への支払いにインターネットバンキングを利用しているが、システム上で振込データ作成と振込承認の権限を分ける社内ルールがなく、両方の処理を一人の出納担当者が行っていた。 また、インターネットバンキング専用のパソコンにシステムへのログインパスワードが貼付されていた。 インターネットバンキングの利用について、社内の手続きを整備するとともに、不正使用を予防するため、パスワードの管理など、情報セキュリティポリシーが遵守できる体制を構築されたい。	インターネットバンキングを利用した送金手続きについては、2名の出納担当者が振込データの作成から送金予約まで行った後、送金予約日前日までに振込明細データと証憑を添付した振替伝票により上司の承認を受けることで誤送金等が生じないようにしていたが、インターネットバンキングのユーザー設定は1ユーザーのみの登録だったため、上司によるシステム上の承認手続きがなかった。このため、伝票を作成しないで送金する等不正な送金を防ぐことができない状態にあった。 このことから、インターネットバンキングにおけるユーザーの追加手続きを行い、システム上、送金時に上司の承認が必要となるように改めたほか、ログインパスワードの管理方法もパソコンに貼付しないように改	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：株式会社神戸フェリーセンター）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	め、金融資産を守るためのリスク管理の整備を図った。	

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：阪神国際港湾株式会社）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 内部統制システムの整備及び運用を適正に行うべきもの 会社法第362条第4項第6号並びに同法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に基づき、会社では「内部統制システムの整備に関する基本方針（規則）」（平成26年10月1日）、「リスク管理規程」（平成27年4月1日）を策定し、内部統制システムの整備及び運用を行っている。しかしながら、以下の事例があったので、再発防止策を構築するなど、リスク管理の見直し、対応策の整備及び運用に取り組むべきである。 ア 設立10年に向けた金品の支給確認について 金品の受け渡しを確認できる書類がなかった。渡し漏れや重複支給等事故を防ぐためにも、受け渡しを記録し、上長はその記録の確認もあわせて履行確認すべきである。 また金品の支給について決裁により意思決定したとのことだが、支給基準（対象者や内容、時期）等の根拠・経緯の記載や記録はなかった。次回周年事業の際の参考や妥当性を図るために、設立10年に係る事業全体を整理、記録し、後年への引き継ぎを検討されたい。	本件監査指摘は、当該事例があった担当部署だけの問題ではなく、組織全体への指摘であると捉え、社長指示のもと、各所属を総括する立場であり、かつリスク管理担当者でもある所管課長が一同に会する課長会（※）を令和6年11月20日に開催した。本会では各指摘事項の説明を行い、当該事例があった担当部署だけでなく他部署においても同様事例の発生を防止すべく対応の徹底を行った。また、社内掲示板を通じ社員全員への周知を行った。 ※課長会での伝達事項は、それぞれの課長より自所属の担当社員から執行役員まで広く周知される。 本件監査指摘を受け、確実な履行を確認するためには、物品の受け渡しを記録すべきであったと認識した。 これにより、過去に遡って金品等の特別支給事例がないことを確認するとともに、今後、同様の事業を実施する際には、受け渡しを記録し、渡し漏れ、重複支給等事故を防ぐように令和6年12月11日に所管部署内で指摘事項を再確認した。加えて、再発防止策として後年に同様の事業を実施した際に活用できるよう、令和6年12月27日に受け渡し記録簿の様式を作成した。また、10周年記念行事にかかる事業全体についても、後年に引き継ぐべく事業のデータ整理及び約説の作成を進めている。	措置方針
イ 外国出張における日当の支給について 外国出張における日当の区分を誤った支給をしていた。「外国を出発した日」の翌日から日	旅費規程に伴う適切な旅費執行がされていなかった原因は社内での認識不足によるものである。	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：阪神国際港湾株式会社）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
本に帰着した日までの日当の区分は、旅費規程第12条別表2の注2に基づき「丙地方」とすべきである。また、外国に到着した日、または出発した日の用務内容を行程表に記載するなど、適切な旅費の執行に努められたい。別表第2の注2の表記方法の工夫や、解釈を補足した運用通知を発するなど周知を検討されたい。 【事例】World Ports Conference 2023 参加のための外国出張	指摘を受けて、令和6年12月17日に社内掲示板を通じ、旅費規程第12条別表2の注2の解釈について、「日本から外国への上陸日及び外国から日本への帰国日にあたる日当の額は、旅費規程第12条の規定により「丙地方」日当額とすること」及び「現地から日本へ帰国する航空機の上陸時間によって、渡航先の地方の日当区分とするか、丙地方として扱うかを判断すること」という周知を社員全員に対して行った。	
ウ 契約の自動継続について 契約に基づく自動継続の意思決定が行われていなかった。また、見積書は自動継続契約に関する意思決定期限には間に合っておらず、契約見込額のわからない中での判断となる状況となっているため、改善策を検討されたい。 【事例】六甲アイランドのコンテナバースに向かう車列の誘導・警備業務委託契約。	契約に基づき自動継続すること自体の意思決定についても社内決裁しておくべきであったと認識をした。また、見積金額の確認タイミングが自動継続の意思表示期限に間に合っていなかった原因は社内での確認不足によるものである。 指摘を受けて、令和6年12月17日に社内掲示板を通じ、「自動更新条項を設けた契約については契約や協定の締結決裁の中に、契約の継続の意思確認・意思決定の過程について記載すること」及び「自動更新する契約であり、両者から契約を自動継続することに対し異議の申し出がない場合であっても、適切な時期（上記自動継続に関する意思表示期限まで）に見積書等、契約を継続するか否かの判断材料を受領したうえで意思決定を行うこと」という周知を社員全員に対して行った。	措置済
エ 遡及適用の判断について 施行日を遡及する運用が散見された。「神戸市・大阪市の予算議決を待って事務を始めることが原因」とのことであるが、そういう運用を	当社における次年度予算成立は、3月末頃に開催する取締役会の承認をもって成立する。 指摘を受けて、令和6年12月17日	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：阪神国際港湾株式会社）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
今後も継続するのであれば、予算成立から年度末までの数日間という日程であっても事務処理を確実に行うか、あるいは、予算成立前の段階で、成立を前提とした、もしくは予算不成立となった場合の対応策をあわせて意思決定するなど、運用の見直しを検討されたい。	に社内掲示板を通じ、「予算承認・成立前に起案する次年度事業にかかるものにおいては、「令和〇年度予算が不成立の場合は、本契約は締結しないこととする」等、予算不成立になった場合の対応策を決裁に記載すること」という周知を社員全員に対して行った。	
オ 契約のあり方について 時間単価を定めた単価契約において、当初の見込み時間数を大幅に上回り、契約権限を超える発注状態となっていた。 発注した業務の総量を把握できない状況では財政運営的な課題にもつながりかねないため、当初の想定時間数を予め契約相手方に示した上、契約相手方でも業務量を的確に管理し、会社では相談案件ごとにかかった業務量の報告を受け、執行状況を把握するなど、再発防止策を検討されたい。 【事例】財務的検討の支援に係る業務委託契約	契約権限を超える発注状態となっていた原因は、社内での契約手続きの確認不足及びそれによる相手方とのコミュニケーション不足によるものである。 指摘を受けて、令和6年12月17日に社内掲示板を通じ、「1時間あたりの単価契約による業務委託等の案件については、当社側の想定所要時間数を予め契約相手方に示したうえで、契約相手方にて業務量を的確に管理させることや、要した業務量の報告を受けるタイミングを月毎等、定期的に設定することを徹底し、当社においても執行状況を管理し、契約手続きに不備が発生しないようにすること」という周知を社員全員に対して行った。	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸港湾福利厚生協会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
○ 指摘事項 (1) 神戸市所管局と指定管理者の連携強化を図るべきもの 指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分に出来ていなかったため、条例、規則、協定等に基づく適正な事務処理が行われていない以下のような事例があった。 ア 事務所使用に係る使用許可の手続きについて 指定管理者は、事務所として使用させている会議室の一部について、年度ごとに使用許可書を交付せず使用料を徴収していた。 指定管理者は年度ごとに適切な使用許可手続きを行うべきである。 神戸市所管局は、指定管理者の業務が適切に行われているか十分に調査し確認すべきである。	令和6年12月13日、指定管理者は、使用許可書の交付手続きを完了するとともに、新たにチェックリストを作成し、今後、手続きに遺漏がないよう措置した。 神戸市所管局においては、同日、使用許可書が交付されていることを確認した。今後、使用許可書の交付が適切に行われるよう、年度ごとに確認を徹底する。	措置済
イ 再委託の手続きについて 第三者に再委託している業務については、概ね適正な手続きがなされていたが、清掃業務については、事前に神戸市から書面による承諾を得ずに再委託を行っていた。指定管理者から神戸市に提出された収支報告書に当該経費が計上されていることから、神戸市所管局は当該業務に係る再委託の手続き漏れを把握することは可能であった。 指定管理者は、協定書に基づき再委託を行う際の手続きやチェック体制を確立するとともに、適切に神戸市所管局の承諾を受けるべきである。 神戸市所管局は、適正な再委託手続きを行うよう指定管理者に指示すべきである。また、指定管理者と適宜、情報共有するなど、必要な手続きが漏れていないことを確認する方策を検討すべきである。	令和6年11月25日、指定管理者は、清掃業務の再委託について、神戸市所管局から書面による承諾を得た。 令和6年12月16日、指定管理者は、新たに再委託先一覧表を作成するとともに、今後、再委託契約の決裁時に、再委託先一覧表を用いて、事前に神戸市から承諾を得ているか確認する手続きを追加した。 同時に、神戸市所管局においては、指定管理者に対して、毎月の業務報告書提出時に、再委託先一覧表を追加添付するよう指示した。	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸港湾福利厚生協会）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
ウ 多目的ホールの使用料減免について 多目的ホールの使用許可にあたって、減免対象ではないケースにも減免を行っていた。減免基準の一つに、「多目的ホールで行う行事の練習、準備又は後片付けのために多目的ホールを使用するときは5割相当額の減額を行う」とあるが、「他のホール」で行う行事の「練習等」に使用する場合にも、減免申請の有無によらず減額をしていた。減免対象が「多目的ホールで行う行事」の「練習等」に限定されていることを指定管理者が誤認していたことによるものである。 指定管理者は、使用許可申請書に、減免の対象となる事由を記載する欄を設けるとともに、該当する場合には、申請者に記載させるなど、申請者・指定管理者の双方が、減免の適否を確認できるよう、必要な対策を講じるべきである。 神戸市所管局は、減免が適正に行われているか、適宜確認すべきである。	令和6年12月16日、指定管理者は、使用許可申請書様式に減免事由を確認できる欄を設ける変更を行った。 神戸市所管局においては、当該基準による減免件数を、日報に明記するよう指定管理者に指示した。	措置済